

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十四号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。